

沖縄県プロフェッショナル人材マッチング支援事業 民間人材ビジネス事業者登録要領

（目的）

第1条 公益財団法人沖縄県産業振興公社が沖縄県から委託を受けて実施するプロフェッショナル人材マッチング支援事業（以下「拠点事業」という。）において、県内中小企業等のプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）の求人ニーズの紹介や掘り起こしなどで沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「戦略拠点」という。）が連携する民間人材ビジネス事業者（以下「ビジネス事業者」という。）を登録（以下「登録事業者」という。）することについての必要事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) プロ人材とは、生産性向上や競争力強化などの企業課題の解決を図り、「攻めの経営」を実現するために必要な能力や経験、専門性を有している人材をいう。
- (2) 戦略拠点とは、県内の中小企業に「攻めの経営」のマインドを植え付ける旗振り役となり、プロ人材に対する地域のニーズを明確化していくと同時に、多様な施策と個々の案件との相乗効果を目指し、地域における様々なニーズの顕在化に取り組む関係者を積極的にコーディネートする拠点をいう。
- (3) ビジネス事業者とは、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下、「法」という。）第30条第1項又は法第33条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて有料又は無料の職業紹介事業を行う者をいう。
- (4) 登録事業者とは、この要領により登録を受けた民間人材ビジネス事業者をいう。
- (5) 人材紹介手数料 法第32条の3に規定する手数料を指す。

（登録の方法）

第3条 登録を申請しようとするビジネス事業者は、別に定める期間において、あらかじめ民間人材ビジネス事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、戦略拠点に提出するものとする。

- (1) 職業紹介事業許可証の写し
- (2) 職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求人及び求職の申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順がわかるものなど）
- (4) 有料職業紹介事業者の場合、人材紹介手数料の額及び徴収方法が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手数料表など）

- (5) プロ人材に関する職業紹介実績が分かるもの
 - (6) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書（様式第2号）
 - (7) その他拠点が必要と認める書類
- 2 戦略拠点は、前項の提出があったときは、必要に応じて申請者へのヒアリング等を実施した上、次に掲げる基準により登録の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- (1) 職業紹介事業の許可を有すること。
 - (2) プロ人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。
 - (3) 反社会的勢力に属する者に該当しないこと。
- 3 拠点事業の実施期間中、登録は有効とする。ただし、法第32条の9及び法第33条第4項の規定により許可の取り消しがあったとき、第6条の規定により登録が取り下げられたとき、又は第7条の規定により登録を取り消したときは、失効する。

（ビジネス事業者の責務）

第4条 ビジネス事業者は、あらかじめ次の各号を承諾して登録を行うものとする。

- (1) 戦略拠点が収集した県内企業の人材ニーズに基づき、プロ人材の求職に関する情報を提供することにより、県内企業とプロ人材のマッチングを行うこと。
- (2) 県内企業とプロ人材のマッチング成立後、プロ人材に対してフォローアップを行うこと。
- (3) 事業を効果的なものとするために設置する沖縄県プロフェッショナル人材戦略協議会の取り組みに協力すること。
- (4) プロ人材に関する職業紹介の状況について、報告対象月の翌月5日（5日が土日・祝日の場合は翌営業日）までに職業紹介活動状況報告書（様式第3号）により戦略拠点に報告すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。

（登録の変更）

第5条 登録事業者は、職業紹介事業の許可に関して、次に掲げる変更事項があったときは、変更届（様式第4号）により速やかに戦略拠点に届出るものとする。

- (1) 法第32条の6及び法第33条第4項に規定する許可の有効期限の更新をしたとき。
- (2) 法第32条の7及び法第33条第4項に規定する変更の届出をしたとき。

（登録の取り下げ）

第6条 登録事業者は、本事業への登録の削除を希望する場合は、登録の取下申請書（様式第5号）を戦略拠点に提出するものとする。

（登録の取り消し）

第7条 戦略拠点は、登録事業者が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録事業者として適当でないと戦略拠点が認めたとき。

(2) 正当な理由がないのに、第4条に定める事項を怠ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録事業者が被った損失については、戦略拠点は損害賠償を行わないものとする。

(指導監督)

第8条 戦略拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録事業者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日一部改正) この要領は、令和8年4月1日から施行する。